

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険医等の登録

結核予防法による医療機関の指定

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

◇ 正 誤 昭和五十六年十月鳥取県告示第九百三号中訂正

昭和五十七年十月鳥取県告示第九百三十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第九十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院附 属大森生協診療 所	鳥取市西品治八二九―二一	昭和五十七年十月二十八日
井崎胃腸科外科 医院	鳥取市湖山町北二丁目三九三	昭和五十七年十月十六日
樋口医院明治分 院	鳥取市松上一三七―五	昭和五十七年十月十五日
松田小児科医院	鳥取市大杵二三八―二	昭和五十七年十月二十一日
木村歯科医院茶 屋出張診療所	日野郡日南町茶屋二二九四―一	昭和五十七年十月十五日
だいせん薬局	米子市皆生一七五〇―五六	昭和五十七年十月二十八日

吉田薬局	米子市両三柳四四八五―七	昭和五十七年十月十五日
山口はるみ歯科 医院	米子市道笑町四丁目九九―三	"
浜坂薬局	鳥取市浜坂一三五八―六八	"

鳥取県告示第九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本哲夫	鳥医第二、八三八号	昭和五十七年九月二十二日
松本好弘	鳥医第二、八三九号	昭和五十七年九月二十八日
福井達雄	鳥歯第四三八号	昭和五十七年九月二十九日
田中美幸	鳥薬第五〇四号	"

鳥取県告示第九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
浜坂薬局	鳥取市浜坂字都築山 一三五八―六八	昭和五十七年十月二十五日

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（名和地区ほ場整備）事業の変更計画を定め、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月四日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十九号

昭和五十七年八月二十四日付けで佐治村から申請のあった土地改良（佐治（河本）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月四日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市尾高児童館及び児童遊園地建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市尾高字前田ノ一地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第千一百一十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月三十日 鳥取県指令受米土維第五百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻丁

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一六〇九

住山仁一

鳥取県告示第千二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・五十一号東今在家公園

三 事業施行期間

昭和五十七年十一月二日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市東今在家字上萬田及び字才田地内

使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期間及び場所

昭和五十七年十一月十七日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

鳥取市正蓮寺四二番地二四

藤原世紀

正 誤

昭和五十六年十月鳥取県告示第九百三号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 下 十一 船寄春芳 船寄春芳

六 上 五 船寄春芳 船寄春芳

昭和五十七年十月鳥取県告示第千十一号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 三

段 上

行 終わりから一

誤 次のおりとする。

正 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類

を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）